

令和 3 年度船橋市健全化判断比率審査意見書

令和 3 年度船橋市資金不足比率審査意見書

船橋市監査委員

船監第142号

令和4年8月19日

船橋市長 松戸徹様

船橋市監査委員 栗林紀子

同 齋藤弘之

同 大矢敏子

同 橋本和子

令和3年度船橋市健全化判断比率審査意見書及び令和3年度船橋市
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条
第1項の規定により審査に付された令和3年度船橋市健全化判断比率及び令
和3年度船橋市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書
類を審査したので、意見書を提出します。

目 次

令和3年度船橋市健全化判断比率審査意見書	7
令和3年度船橋市資金不足比率審査意見書	9

令和3年度船橋市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和3年度船橋市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月26日から令和4年8月10日まで

3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.25
② 連結実質赤字比率	—	—	16.25
③ 実質公債費比率	2.9	1.9	25.0
④ 将来負担比率	15.5	24.3	350.0

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字の場合、将来負担比率は算定結果がマイナスの場合「—」で表示している。

令和3年度船橋市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和3年度船橋市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月26日から令和4年8月10日まで

3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

(単位：%)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
船橋駅南口市街地再開発事業特別会計	—	—	
地方卸売市場事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	

※ 各会計とも資金不足額が生じていないため「—」で表示している。

